旅行者の便宜となるサービスの提供の業務（車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。）又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務

十二　建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務

十三　科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しくは科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな製造方法の開発の業務（第一号及び第二号に掲げる業務を除く。）

十四　企業等がその事業を実施するために必要な体制又はその運営方法の整備に関する調査、企画又は立案の業務（労働条件その他の労働に関する事項の設定又は変更を目的として行う業務を除く。）

十五　書籍、雑誌その他の文章、写真、図表等により構成される作品の制作における編集の業務

十六　商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務（次条第六号に掲げる業務を除く。）

十七　事務用機器の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用方法又はプログラムの使用方法を習得させるための教授又は指導の業務

十八　顧客の要求に応じて設計（構造を変更する設計を含む。）を行う機械等若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。）に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約（これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下この号において同じ。）についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

2　法第三十五条の三第一項の政令で定める場合は、法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主が労働者派遣に係る法第三十五条の三第一項に規定する日雇労働者（以下この項において「日雇労働者」という。）の安全又は衛生を確保するため必要な措置その他の雇用管理上必要な措置を講じている場合であつて次の各号のいずれかに該当するときとする。

一　当該日雇労働者が六十歳以上の者である場合

二　当該日雇労働者が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条、第百二十四条又は第百三十四条第一項の学校の学生又は生徒（同法第四条第一項に規定する定時制の課程に在学する者その他厚生労働省令で定める者を除く。）である場合

三　当該日雇労働者及びその属する世帯の他の世帯員について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が厚生労働省令で定める額以上である場合

（行政手続法施行令の一部改正）

**第二条**　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、「第四条第一項第三号」の下に「、第三十五条の三第一項」を加える。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

（港湾運送事業法施行令等の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

一　港湾運送事業法施行令（昭和二十六年政令第二百十五号）第四条第二号

二　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第二条第一号

三　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三条の二第五号

四　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第二十五条第一項第一号

五　母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第六条第二項第三号

六　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第十五条の二第六号及び第十号

七　港湾労働法施行令（昭和六十三年政令第三百三十五号）第三条第一号

八　公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十二号）別表第一厚生労働省の項第一号

九　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の三第一号

十　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第三十五条の六第一号

十一　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百五十六条の二第二項第一号

十二　労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）第六条第一項の表職業安定分科会の項第二号

十三　船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）第一条第一号

十四　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第二百八十一号

十五　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令（平成十七年政令第三百十四号）第一条第一項第一号

十六　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）第一条第二十一号

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　小宮山洋子
国土交通大臣　羽田雄一郎

---

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年八月十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

**政令第二百十二号**

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十二平成十五年三月の項を削り、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 平成二十四年三月 | 四千七百二十八万円 |

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　森本　敏
内閣総理大臣　野田　佳彦

---

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年八月十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

**政令第二百十三号**

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十四年九月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
外務大臣　玄葉光一郎
防衛大臣　森本　敏